

令和7年度 日出町上下水道事業官民連携導入可能性調査検討業務
公募型プロポーザル実施要項

1. 業務の目的

日出町上下水道事業官民連携導入可能性調査検討業務（以下「本業務」という。）は、本町における上水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業において、今後、施設の老朽化も進む中、限られた予算及び職員の範囲で各事業のより一層の効率化及び品質の向上のため、ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式（レベル3. 5）（上水道事業については複数年度・複数業務による民間委託（レベル1～3）を含む。）の導入可能性について詳細に調査及び検討することを目的とする。

2. 概要

(1) 件名

日出町上下水道事業官民連携導入可能性調査検討業務

(2) 業務内容

別添1「日出町上下水道事業官民連携導入可能性調査検討業務仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月13日（金）まで

(4) 提案上限額

40,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

ただし、この金額は予定価格を示すものではない。

3. 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加する提案者（以下「提案者」という。）（複数団体による連合体（以下「共同企業体」という。）又は単体法人とする。共同企業体の構成員を含む。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

1. 日出町競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されていること又は有資格者名簿に未登録の者は、次に掲げる書類を提出できる者であること。

ア. 印鑑証明書

イ. 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

ウ. 国税及び地方税等の納税（完納）証明書

エ. 財務諸表又は決算書、青色申告書又は確定申告の写し

2. 指名停止期間中の者でないこと。

3. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

4. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
5. 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
6. 経営者等(法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。)でない者であること。
7. 本業務実施にあたり、以下に掲げる技術者を配置できる者であること。なお、配置する各技術者は兼務できない。また、提案者と直接的な雇用関係にある者であること。

ア. 管理技術者及び照査技術者

技術士法(昭和58年法律第25号)に規定する技術士(総合技術監理部門(上水道及び工業用水道)、総合技術監理部門(下水道)、上下水道部門(上水道及び工業用水道)又は上下水道部門(下水道)のいずれかの部門)、RCCM([上水道及び工業用水道部門]又は[下水道部門]のどちらかの部門)、公認会計士法(昭和23年法律第103号)に規定する公認会計士又は経営学修士(MBA)の学位を有するもの。ただし、管理技術者と照査技術者とで異なる専門であること。

(2) 共同企業体の資格要件

1. 共同企業体の結成要件は、次のとおりとする。
 - (ア) 共同企業体が複数の企業により自主的に結成されたものであること。
 - (イ) 共同企業体の代表者は、出資比率が最大であること。
 - (ウ) 各構成員が、本業務において参加する他の共同企業体の構成員でないこと。
 - (エ) 各構成員が、本業務において単独企業として参加していないこと。
2. 共同企業体の代表者を、プロポーザルに参加する代表者とする。
3. 共同企業体の構成員は、その分担業務ごとに、担当技術者を配置するものとし、共同企業体の代表者が、管理技術者及び照査技術者を配置すること。

4. 事務局(担当課)

〒879-1592

大分県速見郡日出町2974番地1

日出町上下水道課 担当：小石、^{かわの}河野

電話：0977-73-3170

E-MAIL：jyougesui-001@town.hiji.lg.jp

5. 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。なお、都合により日程を変更する場合がある。

	項目	期間等
1	公告（日出町 H.P. へ要項等掲載）	令和 7 年 5 月 21 日（水）
2	質問書の提出期間	令和 7 年 5 月 21 日（水）～28 日（水）
3	質問書に対する回答	令和 7 年 6 月 2 日（月）
4	参加表明書の提出期限	令和 7 年 6 月 4 日（水）
5	参加資格審査結果の通知	令和 7 年 6 月 11 日（水）
6	企画提案書の提出期間	令和 7 年 6 月 12 日（木）～ 令和 7 年 6 月 25 日（水）
7	事前審査結果の通知 （参加者多数の場合のみ）	令和 7 年 7 月 4 日（金）
8	企画提案（プレゼンテーション等）	令和 7 年 7 月 11 日（金）
9	本審査結果の通知	令和 7 年 7 月 16 日（水）
9	契約協議・見積書徴収・契約締結等	令和 7 年 7 月 17 日（木）～31 日（木）

6. 参加手続き

本プロポーザルに参加しようとする者は、次による参加表明書等を提出することとする。ただし、共同企業体にあつては、様式 2 に代えて様式 2-1 を使用するとともに構成員の間で交わされた契約書、覚書又は協定書等の写しを提出することとする。

(1) 提出書類

1. プロポーザル参加表明書（様式 2）又は（様式 2-1）
2. 会社概要（様式 2-2）
3. 業務実績調書（同種業務）（様式 2-3）
4. 業務実施体制（様式 2-4）
5. 配置予定技術者調書（管理技術者）（様式 2-5）
6. 配置予定技術者調書（照査技術者）（様式 2-6）
7. 配置予定技術者調書（担当技術者）（様式 2-7）
8. 配置予定技術者の資格等を証明するものの写し

※有資格者名簿に未登録の者は、3.（1）1. ア～エに掲げる書類を合わせて提出することとする。

(2) 提出方法

件名を「日出町上下水道事業官民連携導入可能性調査検討業務参加表明【事業者名】」とし、提出書類を PDF 化したデータを電子メールに添付して提出することとする。

電子メール以外の提出は受け付けられないものとする。なお、本町のメールを受信できる容量制限は10MBであるため、上限を超える場合はファイル送信サービス等を使用して提出することとする。

(3) 提出期限

令和7年6月4日(水)午後5時までとする。

(4) 参加資格審査結果の通知

参加資格結果は、令和7年6月11日(水)に全参加表明者に対して、電子メールにて通知する。

なお、参加資格結果通知書により参加が認められなかった者は、記載された内容について疑義がある場合、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日以内において書面(様式は任意)により説明を求めることができるものとする。

(5) 参加の辞退

参加資格審査結果通知書により、参加の要請を受けた者が辞退する際は、辞退届(様式3)を電子メールに添付して提出することとする。

7. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおりとする。

(1) 質問の方法

質問書(様式1)に記入し、件名を「日出町上下水道事業官民連携導入可能性調査検討業務質問【事業者名】」とし、PDF化した電子データを電子メールに添付して提出すること。

電子メール以外の質問は受け付けられないものとする。なお、本町のメールを受信できる容量制限は10MBであるため、上限を超える場合はファイル送信サービス等を使用して提出すること。

(2) 受付期限

令和7年5月28日(金)午後5時までとする。

(3) 質問に対する回答

令和7年6月2日(月)に質問者の名称等を伏せた上で、質問要旨及び回答を日出町ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、実施要項を補足・修正するものとして取り扱うものとする。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案書及び企画書(以下「企画提案書等」という。)は、次のとおり提出することとする。なお、企画書の様式は2、3及び5については指定様式なしとする。

1. 企画提案書(様式4)
2. 業務工程計画(指定様式なし)

3. 業務実施方針、業務手法、その他（業務委託に対する意見、提案等）（指定様式なし）
4. 参考見積書（様式5）
5. 見積内訳書（上記見積書の内容）（指定様式なし）

（2）提出方法

日出町上下水道課へ持参又は書留郵便等追跡調査のできる方法により提出することとする。

※郵便の場合は提出期限日必着とし、持参の場合は、土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時までとする。

（3）提出期間

令和7年6月12日（木）から令和7年6月25日（水）まで

（4）その他

1. 提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は原則認めない。ただし、組織変更等、やむを得ない場合の業務実施体制の変更については可とする。
2. 企画提案書等の記載内容は、全て本業務における実施義務事項として事業者が提示し、契約するものであることに留意すること。
3. 見積内訳書は、本業務に要する経費について、仕様書による各業務及び提案内容に基づき、適正に積算し、内訳を示すこととする。また、見積内訳書の合計金額には消費税及び地方消費税額を含めることとする。

9. 企画提案書の作成要領

企画提案書は、別添2「日出町上下水道事業官民連携導入調査検討業務企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

10. 審査に係る事項

審査方法、審査項目、審査内容、審査基準、契約候補者の決定方法等は、以下のとおりとする。

（1）審査方法及び契約候補者の決定方法

各提案者から提出された企画提案書等をもとに、提案内容の詳細説明及び質疑・確認のためヒアリング及びプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション等」という。）を開催し、日出町上下水道事業官民連携導入可能性調査検討業務に関する日出町プロポーザル審査委員会「以下「委員会」という。」による審査、評価、採点及び順位の決定を行い、採点の合計点により最高点の者から順次順位を決定し、最高位者を契約候補者とする。なお、同点の場合は、委員会の協議により決定する。

また、参加者多数の場合は事前審査（書類審査）を行うものとする。

（2）審査項目、審査内容及び審査基準

審査は、別添3「日出町上下水道事業官民連携導入調査検討業務審査項目、審査内容及び

審査基準」に基づき審査を行うものとする。

1 2. プレゼンテーション等の開催

(1) プレゼンテーション等開催日

令和7年7月11日（金）午後（予定）

(2) 場所

提案者に別途通知する。（日出町役場内での開催を予定）

(3) 時間

1 提案者につき30分程度（準備・片付け5分程度、プレゼンテーション20分、質疑10分程度）とする。

(4) 順番

企画提案書提出日時の早い者から順に行うものとする。

(5) 出席者

1. 1提案者につき最大4名までとする。

2. 説明者は、原則として配置予定技術者等の中から選任することとする。

(6) 留意事項

1. プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づいた説明を行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めないものとする。

2. パソコン・プロジェクター等による説明は許可する。プロジェクター、電源、スクリーン、HDMI ケーブル、DVI ケーブルは本町で用意する。

3. プレゼンテーションの制限時間は20分とし、提案の途中であっても20分を経過した時点で提案は終了とする。なお、終了の5分前（15分経過時点）及び1分前（19分経過時点）に事務局がベル等で合図を行うものとする。

4. プレゼンテーション等は提案者ごとに個別で行い、非公開とする。

5. 詳細の日時等については別途提案者に通知するものとする。

1 3. 審査結果に係る事項

(1) 事前審査結果の通知

事前審査結果は、令和7年7月4日（金）に企画提案書提出者全てに次の内容を電子メールで通知する。

なお、事前審査結果通知書により提案が不採用となった者は、記載された内容について疑義がある場合、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に書面（様式は任意）により説明を求めることができるものとする。

1. 事前審査結果の内容

2. 事前審査通過者の評価点（事業者名は非公表）

3. 当該事業者の評価点

(2) 本審査結果の通知

本審査結果は、令和7年7月16日(水)にプレゼンテーション等参加者全てに次の内容を電子メールで通知する。

なお、プロポーザル審査結果通知書により提案が不採用となった者は、記載された内容について疑義がある場合、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に書面(様式は任意)により説明を求めることができるものとする。

1. 本審査結果の内容
2. 本審査参加者の評価点(事業者名は非公表)
3. 当該事業者の評価点

14. 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 委員会の委員及び事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合
- (4) 本要綱の規定に違反すると町長が認める場合
- (5) 指定する様式によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 1. 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 2. 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 3. 虚偽の記載があるもの(契約締結後に事実関係が判明した場合においても、同様とする。
- (6) 見積金額が提案上限額を上回る額であった場合
- (7) やむを得ない事由によるものを除き、プレゼンテーション等を欠席した場合

15. 契約等に関する事項

契約候補者の選定後、以下の手順により事務を行うものとする。

- (1) 仕様の協議、確定及び仕様書の作成
実施要項に定めた仕様及び企画提案書等の内容に基づき、特定した契約候補者と協議し、当該業務の仕様等を確定し、仕様書(以下「契約仕様書」という。)を作成するものとする。
- (2) 予定価格の決定
日出町契約事務規則(平成26年規則第15号)第43条の規定により予定価格の決定に関する事務を行うものとする。
- (3) 見積書の徴取
契約仕様書に定める業務内容により見積書を徴取する。ただし、契約金額は、契約候補者が提出した参考見積書の金額を上限とする。なお、随意契約に係る協議の際に本町の指示による内容変更が生じた場合はこの限りではない。

(4) 次順位者との協議

契約候補者との協議が調わない場合は、次順位者との協議に移行するものとする。

(5) 契約の締結

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とする。

16. その他

前各項のほかプロポーザルの実施に関し必要な事項は以下のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提案者が1者のみの場合は、原則として、本プロポーザルを無効として取り止めるものとする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。ただし、このプロポーザルにかかる審査以外の目的には無断で使用しないものとする。
- (4) 提出された企画提案書等について、日出町情報公開条例（平成12年日出町条例第24号）の規定に基づく公開請求があった場合には、対象文書として当該条例の規定に基づき公開（又は部分公開）するものとする。
- (5) 企画提案書等に著作権、肖像権を有する画像、地図等を使用する場合は、提案者の責において許諾を得た上で掲載することとする。
- (6) 電子メールの通信事故及び書類等の郵送・配送の途中の事故（郵送・配送の遅延を含むものとする。）については、本町はいかなる責任も負わないものとする。
- (7) 本要項に定めのない事項については、本町及び審査委員会において協議の上決定するものとする。